

平成30年度  
事業報告概要書

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

## 1 川口市社会福祉事業団

川口市では、広く市民の福祉ニーズに応えるべく昭和59年4月1日に社会福祉法人川口市社会福祉事業団(以下「本事業団」という。)を設立した。本事業団は市と一体となり高齢者、障がい者、児童及び母子・父子世帯等の各種社会福祉事業の推進を図り市民福祉の向上と増進に寄与すべく努めるとともに、利用者の意思を尊重し、適切な福祉サービスを提供してきた。

平成30年度は、指定管理者として21事業の管理運営を市より指定され、併せて障害者相談支援センター及び地域包括支援センターの7事業を受託するとともに、自主経営事業として13事業の効率的な管理運営と福祉サービスの質の向上に努めた。

## 2 本部事務局

本部事務局は、本事業団の中核として各施設、各関係機関及び川口市との連携を図り、運営方針である社会福祉に対する市民(利用者)の要請と社会福祉行政の方針を受けた事業展開を図り、福祉サービスの質の向上と合理的な事業運営の推進に努めてきた。また、理事会及び評議員会を中心として諸規程の整備、経営意識の向上、経費の効果的執行を常に心掛けて事務事業を実施した。

事務局と各施設との連絡調整を密にするため、毎月施設長会議を開催するとともに、事業団管理施設のうち、委託料にて運営している施設については、介護保険収入等の増収を図り自立経営を目指すために、また、補助金にて運営している施設については、効率的な予算執行により繰越金を極力残すように努めるために、施設の種類ごとに職員がその対策について協議及び検討を行うための部門別施設対策会議を開催した。

また、利用者に福祉サービスを提供する過程で発生する事故や、「ヒヤリ」「ハッ」とする事態の発生を検証し、事故防止に努めるとともに安全で上質なサービスを安定して提供することを目的として、リスクマネジメント委員会を計4回開催した。

さらに、本事業団が提供する福祉サービスに係る利用者等からの苦情への適切な対応により利用者の満足度を高めるため、また苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため福祉サービス第三者委員会を川口市社会福祉協議会との共催により2月に開催した。

経営ビジョンに掲げる人財育成の一環として、福祉や看護を志す学生等を実習生として受け入れ、将来の福祉・医療を支える人材教育の場を提供し、福祉・医療に携わる人的な「すそ野」を広げる役割を担った。

市及び関係機関との協力体制の充実を図るため、「川口市社会福祉大会」への職員派遣並びに運営、「川口の元気夢わーく体験事業」の推進委員及び施設における市内中学生の受け入れ、「川口介護フェスティバル」への職員派遣並びに運営についてそれぞれ協力した。

## 3 川口市特別養護老人ホーム・ショートステイ(サンテピア)

介護保険制度において原則要介護度3以上の認定を受け、居宅において常時適切な介護を受けることが困難な方が入居する特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)は、「介護から自立へ」を基本理念に入居者の「生活の場」としての環境を整えるとともに、それぞれの自己実現が可能となるよう一人一人の心身等の状況に応じたサービスを提供した。

また、居宅で生活されている方を短期間受け入れるショートステイ(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)では、要支援・要介護度1~5の方を対象とし、利用者それぞれの心身等の状況に応じたサービスを提供した。

生活援助について、入居(利用)者が明るく家庭的な雰囲気の中で、楽しく充実した日々を送ることができるよう、一人一人の心身等の状況に応じた施設サービスの提供に努めた。また、入居(利用)者が快適な生活を送ることができるよう、専門職種の者が共同して、入居(利用)者ごとに「ケアカンファレンス」を実施し、心身両面における課題の解決や生活面にも配慮し、一人一人の個性を重視したケアプランを作成した。さらに「生活」、

「食事」、「入浴」、「排泄」、「リハビリ」、「行事」、「クラブ」、「感染対策」、「防災」等目的別に委員会を開催し、情報の共有化と介護方針の共通化を図ることにより、安全で安心な生活環境の整備に努めた。

安全管理について、定期的に防災設備の整備点検を実施するとともに、消防署員の指導のもと防災訓練を実施し、緊急時においても冷静に行動できるよう安全管理の周知徹底を図った。また、防犯対策においても、職員一人一人が防犯の意識を持ち、非常時に適切な行動をとることができるよう、防犯対策室の指導のもと、防犯講習会を実施した。

社会福祉法人が担う社会的な役割の一環として、低所得で生計が困難である入居（利用）者等に対し、利用者負担額の一部を助成し、軽減することで介護保険サービスの利用促進を図った。

施設での看取り介護を希望される入居者及びその家族に対し、入居者及びその家族の希望に寄り添い、人生の最期まで尊厳ある生活が支援できるよう、研修会への参加、先進施設の視察を実施した。

#### **4 川口市養護老人ホーム（サンテピア）**

入居者が施設で自立した日常生活を維持できるよう様々なサービスを提供するとともに、行事の開催や趣味の活動を支援するほか、外部から慰問を受け入れるなど、生きがいを持てる施設づくりに努めた。

また、入居者が共同生活で規律を守り、楽しく日々を送ることができるように処遇面での充実を図るとともに、入居者からの各種相談、要望等に応じ、適切な助言、指導等を行い問題解決に努めた。さらに、定期的に個別ケース会議、ケアワーカー会議などを開き、適切な援助方針を定め処遇の向上を図るとともに、家族会を開き、入居者の現状報告や関係機関と連携した今後の処遇に関して話し合いを行ったほか、外泊等により一層の団らんを持つことができるよう家族との連携に努めた。

安全管理について、定期的に防災設備の点検整備を実施するとともに、消防署員の指導のもとで防災訓練を実施し、緊急時においても冷静に行動できるよう安全管理の周知徹底を図った。また、日常生活においても掲示物等により入居者の防災意識の向上に努めた。

#### **5 川口市ケアハウス（サンテピア）**

入居者が施設で自立した日常生活を維持できるよう様々なサービスを提供するとともに、行事の開催や趣味の活動を支援するほか、外部から慰問を受け入れるなど、生きがいを持つことができる施設づくりに努めた。

また、入居者からの各種相談、要望等に応じ、適切な助言、指導等を行い問題解決に努めた。さらに、定期的にケース会議、ケアワーカー会議などを開き、適切な援助方針を定め処遇の向上を図るとともに、随時ご家族に対し入居者の現状報告や関係機関と連携した今後の処遇に関して話し合いを行った。

安全管理について、定期的に防災設備の点検整備を実施するとともに、消防署員の指導のもとで防災訓練を実施し、緊急時においても冷静に行動できるよう安全管理の周知徹底を図った。また、日常生活においても掲示物等により入居者の防災意識の向上に努めた。

#### **6 川口市立あさひ館**

入居している母親と児童が安心して生活できるよう、自立支援及び児童の健全育成を目標に支援を行った。

生活支援について、清潔でうるおいのある施設にするための環境整備を行い、母親への社会的・経済的自立に向けた支援、職業及び基本的生活習慣の指導並びに相談を実施した。また、入居児童については、基本的生活習慣の指導を行うとともに誕生会、町会主催の子ども会行事、ラジオ体操等への参加を通して、体力増進と豊かな情操の向上に努めた。

また、配偶者等からのDV（ドメスティック・バイオレンス）や住居がない等の理由から、川口市を通じて母子の緊急一時保護を実施した。

## 7 川口市立南平児童センター・地域子育て支援拠点事業

子ども達と長期的・継続的に関わり、遊びを通して子どもの発達の増進を図るとともに、子どもの居場所や遊びの拠点となり、子どもの安定した日常の生活を支援した。また、子育て家庭に対する相談・援助を行い、地域における子育て家庭を支援することや専門機関との連携及び地域組織活動を支援するなど、地域の子どもの健全育成に係る拠点となるよう努めた。

遊びによる子どもの育成と発達の支援について、児童センターの設備・運動器具・遊具等の計画的な利用及び遊びの場を提供するとともに、きまりを守って、仲よく安全に遊ぶことができるよう指導・援助を実施した。また、人と人とのふれあいを通し、他人と協調して遊ぶ楽しさや喜び、他人を思いやる心の発見など、同年齢や異年齢の交流によって情操を豊かにする援助を行った。

さらに、地域子育て支援拠点事業として、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題に対し、各種事業を実施した。

子どもの事故や怪我を防止するため、常に施設内の安全確保に努めるとともに、定期的な防災訓練の実施など利用者への指導等を行った。また、児童センターの適正な運営を図るため、関係機関・地域の代表者・利用者等で構成する運営懇話会を定期的に開催し、意見交換を行うなど、より良い運営に努めた。

## 8 川口市老人福祉センター（たたら荘）

### 1 「本町、芝中央、南平、前川、安行、神根、芝の7ヶ所」

各地域に密着した老人福祉センター7施設において、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供するとともに、高齢者の自主性を尊重し、各施設の運営を地元の老人クラブと協力しながら地域に密着した施設の活用を図った。

老人福祉センターの利用を通して、老人クラブ組織の活動の強化と親睦を図るとともに、各老人福祉センターの公正な運営を図るため、地元老人クラブ会員を主たるメンバーとして運営委員会を設置、会議を年3回開催し、運営管理等についての検討・協議を行った。

各老人福祉センターに保育所、小・中学校からの慰問等を受け入れ、施設利用者との交流を行い親睦を深めた。また、福祉・看護を志す学生を実習生として受け入れ、人材育成の場を提供した。

### 2 新郷たたら荘

地域の高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者がふれあいの心を大切にしながら健康で明るい生活を営むことができるように努めた。健康の保持増進、教養講座、その他利用者のニーズに即した各種事業を実施し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けることができるようにするとともに、たたら荘を通じた新たなコミュニティの形成により、互いに協力し助け合う互助体制の確立に努めた。

## 9 川口市老人デイサービスセンター（れんげそう）

### 「横曽根、新郷、芝、芝南、鳩ヶ谷の5ヶ所」

老人福祉法及び介護保険法に基づき要支援及び要介護状態にある高齢者及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象者をリフト付き車両で送迎し、入浴や食事の提供、日常動作の訓練を行い、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上に努めるとともに、利用者家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図った。

また、社会福祉法人が担う社会的な役割の一環として、低所得で生計が困難である利用者等に対し、利用者負担額の一部を助成し、軽減することで介護保険サービスの利用促進を図った。

連絡帳を通して、家族から利用者のデイサービス利用日までの生活状況や体調等の報告を受け介護の参考とし、

職員からはデイサービス利用中の様子（状態）や健康チェックの測定結果、食事摂取状況等を記入し連絡することにより、家族とれんげそとの情報交換を行い、より良い介護を行うことができるよう努めた。

## 10 川口市社会福祉センター（神根福祉センター）

### 「老人デイサービス事業、地域活動支援センター事業、ボランティア活動支援事業」

老人デイサービス事業では、老人福祉法及び介護保険法に基づき要支援及び要介護状態にある高齢者及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象者をリフト付き車両で送迎し、入浴や食事の提供、日常動作の訓練を行い、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上に努めるとともに、家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図った。

また、社会福祉法人が担う社会的な役割の一環として、低所得で生計が困難である利用者等に対し、利用者負担額の一部を助成し、軽減することで介護保険サービスの利用促進を図った。

地域活動支援センター事業では、障がい者の方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により創作的活動、日常機能訓練、送迎、入浴等の各種サービスを提供し、利用者の生活改善、身体機能の維持向上、社会的参加と自立の促進を図ることができるように努めた。また、利用者家族に対して身体的・精神的負担の軽減を図ることができるよう各種相談や情報の提供を行った。

二つの事業については、連絡帳を通して、家族から利用者のデイサービス利用日までの生活状況や体調等の報告を受け、介護の参考とし、職員からはデイサービス利用中の様子（状態）や健康チェックの測定結果、食事摂取状況等を記入し連絡することにより、利用者家族との情報交換を行い、より良い介護を行うことができるよう努めた。

ボランティア活動支援事業では、ボランティア活動に関する相談等を実施した。また、会食サービス事業として、ボランティア団体の川口市食生活改善推進員協議会（神根・神根西・根岸の3支部）及び神根地区民生委員が中心となって、一人暮らしの高齢者（70歳以上）に対して日常生活の支援となる昼食のサービスを行った。

## 11 川口市生活介護きじばと

障がい者の方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により排せつ及び食事等の介護、その他日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行った。

## 12 川口市就労継続支援きじばと

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者や就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者に生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練並びにその他必要な支援を行った。

## 13 川口市障害者相談支援センターきらり

相談支援を利用する障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その身体の状態や置かれている環境に応じて、利用者本人又はその家族の選択に基づき、援助を行った。

相談支援の実施に当たっては、適切な福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行った。また、関係市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るとともに、公正中立に努めた。

## 14 川口市地域包括支援センター

### 「神根・新郷・芝伊刈・西・鳩ヶ谷東部・新郷東の6ヶ所」

総合相談支援として、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことがで

きるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用に繋げる等支援を行った。

権利擁護として、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等に繋がる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行った。

包括的・継続的ケアマネジメント支援として包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行った。

介護予防・日常生活支援総合事業として、事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業等が包括的かつ効果的に実施されるよう必要な援助を行った。

生活支援体制整備事業では、地域の高齢者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減、若しくは悪化の防止に係る体制の整備を促進し、認知症総合支援事業では、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者により、認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援を行った。

## 15 川口市母子・父子福祉センター

母子家庭及び父子家庭への福祉増進と社会的自立を目的とし、各関係機関の協力を得て母子・父子相談、生業指導、各種教室を実施することにより母子家庭等の福祉の向上に努めた。

また、母子家庭等の親子の教養及び趣味の向上を図るため主に日曜日に各種教室を実施し、その他の日に相談等を実施するなど利用者に配慮した施設運営に努めた。

## 16 川口市やすらぎの家 「並木・元郷の2ヶ所」

地域の高齢者に憩いの場を提供することにより利用者相互のふれあい、健康増進等の高齢者福祉の促進を図った。また、両施設の管理運営を地元町会に委託し、地域に密着した施設運営を実施した。

## 17 川口市居宅介護支援事業 「横曽根・新郷・芝・鳩ヶ谷の4ヶ所」

要介護者（利用者）等からの依頼により、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な介護保険サービス又は保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した。なお、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること及び居宅サービスに位置付けた事業所を選定した理由を求めることが可能であることを利用者やその家族に説明するとともに、居宅サービス計画の内容について理解しやすいよう説明を行った。

また、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整による利用の便宜を図った。なお、利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設等の情報提供、その他各種の便宜の提供を行った。

居宅サービス計画の作成後、利用者や関係事業者との連絡調整を継続的に行うことにより、サービスの実施状況の分析や解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、関係事業者等の連絡調整やその他の便宜の提供を行った。

各地区の地域包括支援センターから介護予防に係る業務の一部を受託し、要支援者に対し保健・医療・福祉に

係る介護予防サービス等が効果的に提供されるよう、介護予防サービス事業所等と連携を図り介護予防計画の作成を行うとともに、各市町村から要介護認定の手続における被保険者の心身状況の調査依頼を受託して、介護支援専門員が調査業務を実施した。また、介護予防・日常生活支援総合事業においても同様に、地域包括支援センターと連携し、支援を行った。

各市町村から要介護認定の手続における被保険者の心身状況の調査依頼を受託して、介護支援専門員が調査業務を実施した。また、介護支援専門員実務研修における実習に協力できるよう体制を整え、実習生を受け入れた。

## **18 川口市生活介護夢工房**

障がい者の方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により排せつ及び食事等の介護、その他日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行った。

## **19 鳩ヶ谷福祉センター**

地域の高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者がふれあいの心を大切にしながら健康で明るい生活を営むことができるように努めた。

また、鳩ヶ谷福祉センター固有の施設機能である会議室等の施設提供を通して、地域住民の生活・文化・教養の向上、健康の増進等、広く地域福祉の増進に努めた。